

電波監理審議会（第928回）議事要旨

1 日 時

平成20年2月6日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子、濱田 純一

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（付議第1号）

本件は、付議第2号と関連する事案であったため、付議第2号と一括して総務省の説明があった。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（付議第2号）

本件は、付議第1号と関連する事案であったため、付議第1号と一括して総務省の説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年12月18日付け及び平成20年1月16日付けで官報告示され

た広帯域電力線搬送通信設備の一部の型式指定の取消しを求める異議申立てがそれぞれ提起されたものである。

まず、異議申立ての年月日については、付議第1号については平成20年1月7日に、付議第2号については、平成20年1月22日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は2件とも個人1名となっている。

異議申立てに係る処分については、付議第1号に係る処分は平成19年12月18日付け、付議第2号に係る処分は平成20年1月16日付けで官報告示された型式指定処分計8件である。

これに基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立てているが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な法的利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査を留保している。

(3) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第8号)

本件は、諮問第9号と関連する事案であったため、諮問第9号と一括して総務省の説明があった。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第9号)

本件は、諮問第8号と関連する事案であったため、諮問第8号と一括して総務省の説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第8号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第9号については、諮問第8号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

諮問第8号については、950MHz帯の周波数の電波を利用する電子タグの技術的要件を定めるための省令改正案である。

電子タグシステムについては、利用用途等を踏まえながら、周波数帯ごとに様々な電子タグシステムの制度化を行ってきたが、本件は、950MHz帯のアクティブ系小電力無線システムの技術的条件及びパッシブタグシステムの技術的条件について、平成19年12月20日に情報通信審議会よりそれぞれの技術的条件が一部答申されたことを踏まえ、950MHz帯の

周波数の電波を使用する自ら電源を持たないパッシブタグシステムの高度化及び自ら電源を持つ形のアクティブ系小電力無線システムについて、関係規定の整備を行うものである。

950MHz帯のアクティブ系小電力無線システム及びパッシブタグシステムの想定される利用形態は、アクティブ系小電力無線システムについては、高齢者の動態把握、又は自律移動支援を、また、パッシブタグシステムでは、高密度な電子タグの一括読み取り等を想定しており、これらを踏まえ、本件省令改正案における電波法施行規則については、周波数の電波の追加し、無線設備規則については、950MHz帯のアクティブ系小電力無線システム及びパッシブタグシステムの技術基準等を整備するものである。

諮問第9号については、諮問第8号とあわせ、周波数割当計画を変更するものである。

変更内容は、現在、952-955MHz帯において低出力型パッシブタグが、それから952-954MHz帯について高出力型パッシブタグが、それぞれ利用できることとなっているが、技術的条件を踏まえ、空中線電力が1mWのアクティブ系小電力無線システムと10mWのアクティブ系小電力無線システムを導入できるよう、950MHzから956MHzまでの無線局の目的に小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）を追加するとともに、別表に使用可能な周波数を追加するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件省令改正案における空中線の平均電力については、学術的定義とは異なるが、法令としては本件のように定義するのか、との質問があり、法令としては、本件のとおり規定しているところである、との回答があった。

(5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他8社所属特定無線局の包括免許について

(諮問第10号)

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する特定無線局の包括免許について、次のとおり総務省より説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ株式会社他8社所属特定無線局、具体的には、携帯無線通信用小電力レピータの包括免許についてである。

小電力レピータとは、携帯電話の圏外になる場所の解消のために導入するものであり、奥まった部屋等においても圏外にならずに携帯電話等が活用できるというものであり、今般、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ株式会社他8社から包括免許の申請があったものである。

申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目についてそれぞれの申請内容について審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、

それぞれ免許を与えることについて諮問を行うものである。

(7) 日本放送協会平成20年度収支予算等に付する総務大臣の意見について

(諮問第11号)

日本放送協会平成20年度収支予算等に付する総務大臣の意見について、次のとおり総務省より説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

NHK平成20年度収支予算等の概要について、まず、事業収入における受信料収入は、平成19年度予算に比べ約220億円増となっており、順調な回復傾向にある。一方、事業支出は、経費の節減すべきことは節減し、また必要などころには重点を置いて経費を充てるという考え方のもとで、国内放送費や契約収納費等については削減し、放送関係やデジタル化に伴う調査研究等の増加要素も踏まえ、全体としては平成19年度予算に比べ164億円増となっている。ただ、事業支出が事業収入に比して低い伸びとなっているため、102億円を事業収支差金として確保する予定である。なお、繰越金については、事業収支差金102億円から債務償還充当を差し引いた収支過不足差額の68億円を繰り入れ、平成20年度末では、約756億円を繰越金として確保する予定になっている。

また、NHKが作成した平成18年度から平成20年度までの3カ年計画における平成20年度目標との比較については、おおむね平成20年度目標を達成する形になっているものの、受信契約総数については、平成20年度予算では3,663万件、平成20年度目標では3,679万件となっており、受信契約総数については、平成20年度目標を達成していない状況になっている。ただ、受信契約総数が未達であるにも関わらず、受信料収入は目標を達成しているのは、不祥事で増加した未収部分が、順調に回復していることを示していると考えられる。

次に、平成20年度の事業運営の重点事項について、(1)国内放送の充実としては、平成20年度は北海道洞爺湖サミット等が予定されているため、それらに対する報道取材体制の強化及び地球環境問題をテーマとしたキャンペーン等の展開、(2)地域情報の充実、(3)放送法改正により行うこととなった新たな国際放送のための新会社に対する出資及び国際放送強化のための予算増額といった取組、(4)地上デジタル放送の普及促進として、平成23年7月の完全デジタル化に向けた取組、(5)放送法の改正により新たに認められアーカイブス・オンデマンド事業の実施について挙げている。

また、(6)受信料の公平負担に向けた契約収納活動の強化と経費削減については、受信料の公平負担はNHKの最も重要な業務の1つとして指摘されているところであるため、受信契約総数全体の2割弱、約500万件となっている訪問集金制度を廃止し、これらの人手を削減すると同時に一部を未契約者への契約の勧奨活動に振り向けるということを計画している。た

だし、訪問集金制度を全廃したとしても、すぐに全てが口座振替となるわけではないため、口座振替を勧奨しながら、切替えを行うこととなり、平成20年度では200人程度の要員を削減する計画である。これにより、営業経費率が11.9%低下することになる。また、合理的な受信料体系への改定として、平成20年度では、事業所割引の導入及び家族割引の拡大を実施することとしている。事業所割引とは、例えばホテルや旅館等の各部屋に備え付けられているテレビについて、その台数分の受信契約するのが原則であるが、2契約目以降については受信料を半額にすることし、家族割引の拡大については、現在、単身赴任者等の2契約目については33%割引を行っているが、事業所割引と合わせ、現在の割引率を拡大し、ともに平成21年2月からの実施を計画している。また、障害者に対する受信料免除の適用範囲の拡大を行う。

(7) 視聴者との結びつきの強化、(8) 業務運営の改革としてNHK本体において要員削減計画を実施、(9) 子会社等の改革として、子会社等の再編・統合を実施し、さらに、子会社等に利益が集められているのではないかとの指摘もあることを踏まえ、大型配当の実施等を計画している。

なお、本件に係る収支予算等が総務省に提出されたのが平成20年1月16日であるが、同月17日にNHK職員のインサイダー取引が発覚している。本収支予算等については、インサイダー取引の問題を念頭に置いた計画ではないことに留意をしてもらいたい。

本件については、総論の冒頭において、新たに発覚したインサイダー取引について、総務省としてもNHKの報道機関としての信頼性を揺るがしかねない非常に重大な事態であると認識しており、誠に遺憾であるとして、総務大臣としてのこの問題に対する見解を冒頭に書いている。また、平成19年度までの3年間は不祥事があったことを踏まえ、やむを得ないという総合評価としていたが、平成20年度については、受信料収入が回復傾向等にあり、信頼回復への道を歩んでいる途中段階であると認識していたが、新たな不祥事が発覚したことは深刻に受け止め、その点について意見を付している。また、今回の不祥事が受信料収入について、新たな不祥事が影響を及ぼす可能性も考慮し、一層の業務の効率化に努めることとしている。また、改正放送法によりNHKのガバナンスが強化されたことに伴い、経営委員会と執行部が緊密に連携し、組織として一体となって改革の実現に努めることが必要であり、その上で協会において平成23年の地上デジタル放送への全面移行に向けて、先導的役割を積極的に果たす等、公共放送としての使命を確実に遂行すべきである、と総務大臣の意見の総論としている。

各論の配意すべき事項としては10点あり、1点目は、経営改革の推進として、総論と同じくインサイダー取引といった不祥事が発覚したことを踏まえ、コンプライアンスの徹底及び職員の倫理意識の確立に努めるべきであるとし、抜本的な経営改革プランを可能な限り早期に策

定・公表に努めることを求めている。受信料については、併せてその中で真に必要な費用を見きわめつつ、将来の受信料の減額を検討することとしている。

2点目の受信料の公平負担の徹底については、未収対策業務の強化等の各種施策を推進をし、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこととしている。

3点目の受信料体系の見直しについては、事業所割引の導入や訪問集金の廃止により短期的には減収になることも想定されるため、新たな施策が真に公平・公正な受信料体系の確立に資するものかをNHKにおいて定期的に検証し、その結果を公表することとしている。

4点目の業務の合理化については、営業経費率が依然高い水準にあることにかんがみ、効率的な契約収納体制の構築を着実に進めることとしている。

5点目の子会社等の合理化等については、昨年9月に会計検査院の会計検査結果が国会に報告された際に、子会社等に相当程度余剰金があるのではないかとの指摘がなされたことを踏まえ、子会社に対して積極的な配当の実施を求めるとともに、子会社とNHKにおいて可能な限り競争契約比率の向上等に取り組んでいくことを求めている。

6点目の情報公開の推進については、さまざまな経営情報、特に人件費について、もう一層の情報公開を進めるべきであるということとしている。

7点目の地上デジタルテレビジョン放送の普及促進については、NHKはデジタル放送への全面移行のために当然先導的な役割を果たしていく必要があり、中継局の整備等をできる限り前倒しをして取り組むとともに、国民視聴者に対する周知・広報や受信者からの相談等に積極的に取り組むこととしている。

8点目の放送番組の充実については、特に報道番組は我が国の情報を対外に発信し、さらに世界の情報を我が国の視聴者、国民に対して情報を提供するという両面において、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道を行うこと、また、地域からの情報発信の強化に一層努める旨を意見として付している。

9点目の国際放送の充実については、我が国の対外情報発信力を強化する観点から、改正放送法により導入された新たな外国人向けテレビ国際放送の実施を中心に記述している。

10点目は、番組アーカイブのブロードバンドによる提供について、適切な環境整備に努めることとしている。

(8) 無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第12号)

地上デジタルテレビジョン放送におけるデジタル混信対策のためのギャップフィルターの特定無線設備化に係る制度整備について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、地上デジタル放送のギャップフィルターについて、都市部でのビル陰等又は混信による難視対策として活用するため、当該無線局について、簡易な免許手続を導入するものである。

ギャップフィルターとは、最寄りのデジタル放送が良好に受信できる場所で電波を受信し、有線伝送路を介し、デジタル放送が十分に見えない地域で増幅し、一括して全チャンネルを送信するというものであり、極めて簡便かつ経済的にこういったエリアをカバーできるものである。用途としては、放送局、中継局及び親局等でカバーされていない放送区域外での視聴者のため、放送区域内であるが地理的・地形的な要因により電波が良好に受信できない地域を効率的にカバーするため及び都市部でのビル陰又は地下街等の電波が良好に届かない場所における難視対策のための活用が期待されている。

昨年4月に電波監理審議会での答申を受け、山間辺地、地下街等の場所で使用する場合のギャップフィルターについては、既に制度化が行われているが、本件については、二次的な混信により現在良好にテレビを視聴している隣接地域の受信に障害を与える懸念があることから、都市部での使用については認められていなかった。しかし、今般、情報通信審議会で検討がなされ、都市部において使用できる旨の答申がなされた。

これらを踏まえ、ギャップフィルターを技術基準適合証明の対象設備とし、関係規定の改正を行うものである。

イ 主な質疑応答

- ・ ギャップフィルターを設置する主体はどういった者なのか、また、放送受信者はこれにより負担を負うこととなるのか、との質問に対し、設置主体は放送事業者又は共聴組合等を想定しており、放送受信者の負担については、ギャップフィルターからの放送波を受信するためには、受信アンテナの向きを工夫する必要はあるが、その他受信者の負担となるものはないと認識している、との回答があった。

(9) その他

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る付議の一部取消しについて及び日本放送協会平成18年度業務報告書に付する総務大臣の意見について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)